

公 示

食品産業H A C C P等普及促進事業の公募について

「平成21年度総合食料局関係事業に係る公募要領」（以下「公募要領」という。）の別表1の事業No.11に掲げる「食品産業H A C C P等普及促進事業」について、広く企画の提案を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、要領に定めるもののほか、下記に従いご応募ください。

なお、本事業は、平成21年度予算により実施するものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に公募を行うこととしていることから、今後変更があり得ますので、あらかじめご了解おきください。

記

1 公募の趣旨

公募要領別表1の事業No.11の第2に掲げる趣旨を踏まえ、H A C C P導入事業者数の増加等の具体的な成果が期待される企画案を募集します。

2 事業内容

応募者は、公募要領別表1の事業No.11の第3に掲げる事業内容（1～4）の中から、1つないし複数を組み合わせた企画案を提案することができます。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

・公募要領

<参考>

- ・（改正予定）食品産業競争力強化対策事業実施要領
- ・（改正予定）食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱
- ・（改正予定）食品産業H A C C P等普及促進事業の運用について

4 公募期間

平成21年2月5日（木） ～ 平成21年3月19日（木）17:00

5 補助金等の交付候補者の選定方法

公募要領第11に基づき審査を行い、本事業の予算の範囲内で総点数が多い提案から順に優良な提案を選び、補助金交付候補者とします。

6 補助金の交付に必要な手続き等

事業の採択決定後、事業実施主体における補助金の交付に必要な手続きは公募要領第12によりますが、補助金の支払いは原則精算払いとなります。必要に応じて財務省との協議により、年度内に2～3回進捗状況により補助金が支払われる「概算払い」が認められる場合があります。

7 公募要領等を交付する日時及び場所

- (1) 日時：平成21年2月5日（木）～平成21年3月19日（木）
10:00～12:00及び13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます）

(2) 場所：「10 問い合わせ先」

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

8 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月19日（木）17:00必着

(2) 提出先：「10 問い合わせ先」

(3) 提出部数：・課題提案書(別紙様式1-1から1-4)・・・正1部、副3部
・団体の概要が分かる資料・・・2部

9 課題提案会の開催

開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

10 その他

(1) 事業計画期間

事業計画期間は3年以内とします。(20年度公募において複数年の事業が採択されている事業については初年度分を除いた事業計画期間とする。)

ただし、複数年にわたる企画案であっても、各年度ごとに公募を行い、継続して採択するかを審査します。審査の結果により、事業を途中で中止することがあり得ます。

なお、複数年の事業計画終了後、継続して実施することにより、更なるHACCP導入事業者数の増加など高い事業効果が見込まれる場合には、3年を超えての継続実施を認める場合があります。

(2) 事業計画と数値目標の設定等

① 事業計画と数値目標の設定

本事業は、政策目標を「HACCP導入事業者数の増加」としています。そのため、応募者は、事業実施に伴う導入事業者の増加等の見通しを立てることが必要となります。

具体的には、公募要領第10「申請書類の作成及び提出」にある課題提案書の別紙様式1-3について、以下の事項を必ず盛り込んでください。

[課題提案書に盛り込むべき事項（必須）]

それぞれ、具体的に記入してください。

1 事業計画の最終年度の数値目標の設定

(数値目標設定の例)

- ① HACCP手法の新規導入事業者数
- ② HACCP法（注1）による高度化計画認定事業者数
- ③ 消費者のHACCP認知度の増加

2 最終年の数値目標達成に向けた段階的な年度別計画

3 数値目標に向けた連携計画

(連携パターンの例)

- ① HACCP法による高度化計画認定制度及び指定認定機関との連携
- ② 地域HACCP認定を行っている自治体等との連携
- ③ 業界HACCP認定を行っている業界団体との連携
- ④ フードチェーンの川下と川上の連携によるHACCP導入促進

⑤ HACCP導入指導が可能な企業・団体・組織・ネットワーク等との連携 など

(注1)「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」の略称

複数の団体間の連携が未確定の段階であっても応募することは可能ですが、事業開始前までには確定する必要がありますので、企画案の採択の際に条件を付す場合があります。

② 複数年計画の執行管理

数値目標の達成に向けたプロジェクト・マネジメント(注2)を事業実施体制を含め、課題提案書の別紙様式1-3の「実施体制」に含めて記入してください。

また、年度途中の1月までに、前年12月までの実施状況について自己評価(計画と実績の対比、目標達成に向けた問題点の有無及び改善方向、目標達成の見込み)を提出(様式自由)してください。必要に応じてヒアリングを実施します。

提出された自己評価資料は、翌年度事業に公募した場合の審査資料の一部として取り扱います。

(注2)プロジェクトの目標を達成するために、人材、資金、スケジュールなどをバランス良く調整し全体の進捗状況を管理すること。P(plan)→D(do)→C(check)→A(action)のプロジェクトサイクルの実施・管理を含む。

(3) 事業の委託

必要に応じて、事業の一部を他の団体に委託して行わせることができますものとします。ただし、その範囲は補助対象となる事業費の2分の1を超えてはいけません。

(4) 課題提案書の記入に当たっての注意点

① 課題提案書(応募者に関する事項)

別紙様式1-2の「事業担当者の経歴」欄は、担当者のこれまでの実績や活動、論文名、調査報告書名等企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の有無の判断に資する内容とすること(必要に応じて別紙として整理しても構いません)。

② 課題提案書(取組内容に関する事項)

別紙様式1-3の各項目の記入に当たっては、9(2)①「事業計画と数値目標の設定」に留意し、可能な限り取組みの詳細が分かるように記入すること。

また、必要に応じて参考資料(様式自由)を添付してください。

なお、「実施体制」欄は、9(2)②「複数年計画の執行管理」に留意するとともに、連携する団体間の役割分担についても記入すること。

③ 経費内訳書

別紙様式1-4の「区分」欄の記入に当たっては、公募要領別表1の第5の「補助対象経費の範囲」を参照し、内容が分かるように記入すること。

(5) 申請書類の内容の整理

提出された申請書類については、必要に応じて申請内容についての問い合わせ、追加資料の要求、事業計画等の修正及び要求額の減額等を行うことがあります。

(6) その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

11 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省総合食料局食品産業企画課技術振興班工程管理係（北別館6階
ドアNo.北612）

電話：03-3502-8111（内線：4130）

FAX：03-3508-2417

E-mail：food_technology@nm.maff.go.jp

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘